

令和6年度事業計画書（案）

自 令和6年 4月 1日

至 令和7年 3月31日

基本方針

1. 関係行政機関等、全国社会保険労務士会連合会（以下連合会という。）、北海道・東北地域協議会（以下地協という。）および他県会との連携を密にして協力体制の確立を図ることにより、法の円滑な実施に寄与する。
2. 組織を強化し、地域に根ざした社会保険労務士制度の普及に努める。
3. 業務拡大および改善に努め、会員の地位向上を図る。
4. 会員の資質の向上を図り、会員に対する情報提供の充実に努める。
5. 東日本大震災復興ほか自然災害復興支援に努める。

実施細目

1. 関係行政機関等との協力並びに連合会および関係団体との協調に関する事業
 - (1) 関係行政機関等との連絡を密にして、その事業への協力に努める。
 - (2) 連合会、地協および他県会が行う事業に対して協調を図る。
 - (3) 関係団体からの業務依頼に対して積極的に受託し、交流を推進する。
 - (4) 他士業会等との情報交換および協力に努める。
2. 組織の強化に関する事業
 - (1) 委員会および部会活動の充実に努める。
 - (2) 支部組織との連携強化を図る。
 - (3) 財政基盤の安定運用に努める。
 - (4) 会員の意向を把握し会員のニーズに対応する会の運営に努め、新規会員数の増加および関与率向上に努める。

- (5) 社会保険労務士法制定 60 周年に向けて 50 ビジョンを踏襲した活動と、新たな 60 周年に向けたビジョンを策定する。
- (6) 未登録者の入会促進に努める。
- (7) 会員相互の親睦に努める。

3. 社会保険労務士制度の普及に関する事業

- (1) 連合会・各支部と連携を図り、社会保険労務士制度および業務に関する広報活動を行う。
- (2) チラシ、リーフレット等による事業所に対する広報を行う。
- (3) ホームページの活用により県会が行っている各事業の取組みを広報する。
- (4) 社会保険労務士試験受験希望者への情報提供、助言等を行う。

4. 業務の拡大・改善に関する事業

- (1) 総合労働相談所・年金相談センターの適正な運営を行う。
- (2) 社労士会労働紛争解決センター岩手の適正な運営を行う。
- (3) 街角の年金相談センター盛岡オフィスの適切な支援を行う。
- (4) 社労士成年後見センター岩手の適正な運営を行う。
- (5) 労働条件審査制度事業および社労士診断認証制度を推進する。
- (6) 学生の社会保障および労働に関する知識の涵養に貢献する社労士による学校教育を推進するため、出前授業等を通じて、学校等に対して支援を行う。
- (7) 会員の業務基盤の確立および能力伸長への援助を行う。
- (8) 県会主催の県民・事業所に対する相談会等を開催する。
- (9) 電子証明書の取得と電子申請の利用促進のために必要な措置を行う。
- (10) 社労士がマイナンバー制度に十分に対応している姿勢を広く県民にアピールし情報セキュリティ体制強化の課題に取り組む。
- (11) 政府が推進する働き方改革に労働局と連携して取組むとともに、県内事業所の雇用管理改善等を実施する。

5. 会員の職業倫理の確立、資質向上に関する事業

- (1) 社会保険労務士倫理綱領および岩手県社会保険労務士会倫理細則、特定社会保険労務士倫理規程に基づく適正な業務活動の確立を図る。
- (2) 社労士の信用を失墜するような行為や不適切な情報発信等により品位を損なう行為を行わないよう、より一層職業倫理や品位の保持を図る。
- (3) 倫理に関する研修を実施する。
- (4) 年金相談研修を実施する。
- (5) 連合会および地協主催の研修に対して協力を行う。
- (6) 各種業務研修の充実を図る。
- (7) 新規会員・勤務会員等に対する研修会を実施する。

6. 会員への情報提供並びに福利厚生に関する事業

- (1) 会報の内容について充実を図り、適切な情報提供に努める。
- (2) ホームページによる会員への情報提供の拡充に努める。

- (3) 労働局等各関係機関のセミナー開催など業務に関連する情報を適宜提供する。
- (4) 社労士賠償責任保険への加入推進を図る。
- (5) 国民年金基金への加入推進を図る。
- (6) 各種図書、資料および帳票の斡旋を行う。

7. 東日本大震災ほか自然災害復興支援に関する事業

国や自治体等の要請により、被災県民・事業所に対する相談活動等の事業に協力する。

8. 岩手SR経営労務センターへの支援に関する事業

9. その他の事業

以上のほか、本会の発展と会員業務の拡大伸長のため、必要に応じ適切な事業を行う。